

## 水産業の危機と再生策（未定稿）

### 1. 現状と問題点

#### （1）現状

- ・ 漁業が負のスパイラル：合計（1282万トン→543万トン：H21）  
遠洋（400万トン→44万トン：H21）、沖合（700万トン→242万トン：H21）  
沿岸（227万トン→129万トン：H21、北海道のホタテ、サケを除くと70万トン）  
養殖業（134万トン→120万トン：H21）期待されるも減少
- ・ 資源の悪化（世界では80%が満限・乱獲、日本では83%）
- ・ 経営悪化（中小漁業はほとんど赤字、沿岸は漁業依存度が低下して約70%→43%）
- ・ 漁業者の減少と高齢化（109万人→21.2万人（H21）、実質は12～13万人、50%は60歳以上）

#### （2）法制度の問題

- ・ 漁業法、水産業協同組合法：  
目的が民主化、資源の科学的管理の概念が欠如、中小資本漁業の振興 経営基盤が脆弱  
沿岸漁業と中小資本漁業を総合的に資源管理する概念の欠如→共同漁業権と中小資本  
漁業の操業禁止ラインの錯綜（沿岸ぎりぎり）  
養殖業、遊漁（レジャーフィッシャリー）を漁業と一体的に管理する概念の欠如
- ・ 昭和38年改正漁業法（資源管理にふれず）と沿岸漁業等振興法（建物と公共事業）  
資源管理から所得向上にすり替え→資源の悪化の解決の先送り
- ・ 漁業再建整備特別措置法（昭和51年法律）国際減船への対応
- ・ 水産基本法：  
概念法（一般法と訓辞規定）、権利義務規定がない  
基本計画に定めるべき事項として、資源の回復と管理がない。  
第13条 排他的経済水域における水産資源の適切な保存と管理

#### （3）水産外交

- ・ 鯨類→科学的根拠と条約上の権利、国際信用と国益にも反する妥協は回避せよ。（IWC議長提案）
- ・ マグロ類→まき網の乱獲、資源悪化とはえなわ漁業の崩壊
- ・ ワシントン条約の補完的な活用の時代（無秩序な輸入 非持続的漁業の補完的是正へ）

### 2. 各国対応の状況

#### （1）日本：漁獲競争、有効な対策の欠如

- ・ TAC 魚種が事実上は 2 種（サンマ、スケトウダラ）、諸外国は数十～百種程度
- ・ TAC（サバ類やマイワシ）もその上限を超える。大臣漁業による事実上の違反の多発、取締り、罰則の不足
- ・ 団体と水産庁の一体、団体の役員が水産庁 OB
- ・ T A C 魚種の増加と個別譲渡性漁獲割当/個別漁獲割当（ I T Q / I Q ）の導入に抵抗（08 年 TAC 有識者懇談会：委員が新制度に無理解）資源の悪化の是認と問題解決の先送り
- ・ 沿岸の漁業権の閉鎖性；  
共同漁業権、特定区画漁業権、及び定置漁業権（自営）→基本的に漁協に許可  
水産業協同組合員資格→沿岸の漁業者：他は排除、
- ・ 日本でも ITQ/IQ の導入の動き 新潟県ホッコクアカエビと福岡県糸島漁業協同組合  
加布里地区のハマグリ

## （2）外国（米、NZ、ノルウエー、アイスランド、豪、デンマーク、韓国など）

- ・ 厳格な科学的根拠に基づき算定、それ以下の総漁獲可能量（TAC）の設定
- ・ 目的は MSY（最大持続生産量）へ回復で、Blimit（最低資源水準量）ではない。
- ・ TAC は ITQ/IQ により、各漁業者または漁船に配分
- ・ 過剰な漁船は減船（Buy-out、Buy back）により政府が買い上げ
- ・ アイスランド、NZ は基本的に ITQ 制度（大中型の漁船）
- ・ 米国（ニューイングランド、アラスカ湾）及び豪は、沿岸漁業地域対策を実施  
セクター漁業（グループへの漁獲割当；米ニューイングランド）  
漁獲枠上限を極小に設定（アラスカ湾）  
漁業協同組合主導型（豪、Lakes Entrance）  
韓国济州島 サザエの地域割当

## 3. 再生策（当面資源の回復策を第一優先とする）

### （1）①水産資源の回復と維持（中長期目標）

- 資源、漁業ごとの 3～5 カ年計画の資源回復ビジョンを描き ITQ/IQ の導入
- 減船・休漁・と ITQ/IQ 導入による短期の収入減の補填（個別所得補償を活用）を促進（目先の単なる一律の個別所得補償は資源悪化の助長）

### この際に外国と国内の事例を参考とする。

- 個別漁業ごとに ITQ/IQ の配分のフォーミュラを作成する第三者委員会を設置
- 個別漁業者の漁獲データの検証のルールを設定しデータ検討委員会を立ち上げる
- 過剰な漁獲努力量の削減のための検討と財政支援策（テンダー方式など）
- 公共事業の大幅な削減から予算を確保

- ②養殖業、遊漁業を取り込んだ資源・海域・漁業の総合的管理
- ③漁業法などの法体制の近代化→科学的な管理と環境保護へ  
沿岸の共同漁業権と中小漁業の操業の禁止ラインの錯綜の改善

- ④（独）水産総合研究センターの改組（役員が水産庁OB）  
→資源調査・管理を主とする独立機関に改変  
→加工・流通、地域社会総合システムの研究へ

（3）水産外交の展開 科学的根拠、条約上の権利、国益及び国際信用に基づく交渉を行え、議長案では日本の捕鯨は終焉。これを回避せよ。また、国内資源を乱獲では、国際信用を得られず。国内での ITQ/IQ の導入による資源回復を急げ。

（4）水産資源を国民共有の財産との位置付け

→国民総参加の水産業再生へ、国民・消費者への分かりやすい情報開示と説明責任